

岩手大学大学院連合農学研究科点検評価委員会規則

(設置)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学自己点検・評価規則第4条第2項の規定に基づき、岩手大学大学院連合農学研究科に岩手大学大学院連合農学研究科点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、実施することを任務とする。

- (1) 本研究科における教育研究活動等の状況について、自ら行う点検及び評価の実施並びに内部質保証（以下「自己点検評価等」という。）に関する事。
- (2) 前号の自己点検評価等の結果について、岩手大学の職員以外の者による検証（以下「外部評価」という。）の実施に関する事。
- (3) 大学評価・学位授与機構等の第三者評価機関が行う大学の教育研究活動等の状況の評価（以下「第三者評価」という。）の対応に関する事。
- (4) 前各号の評価の結果により、改善が必要と認められる事項の具体的方策に関する事。
- (5) 全学委員会から付託された事項
- (6) その他本研究科の評価に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科長補佐
- (3) 代議員

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、構成大学から少なくとも1名以上の委員が出席し、かつ、委員の3分の2以上の出席により成立する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会の承認を得て委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会の設置)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関して必要な事項は、委員会が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、構成大学学部事務部（事務局）の協力を得て岩手大学農学部事務部において処理する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、自己点検評価、外部評価の実施及び第三者評価の対応に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。